

予備電源募集要綱（第3回募集分）

（2027年度・2028年度制度適用開始向け）

2026年8月19日

電力広域的運営推進機関

目次

第1章	はじめに	1
1.	予備電源制度創設の背景.....	1
2.	募集要綱の位置付け.....	2
第2章	注意事項	3
1.	一般注意事項	3
2.	守秘義務	3
3.	問い合わせ先	4
第3章	募集概要	5
1.	募集スケジュール.....	5
2.	募集内容	6
3.	その他	11
第4章	応札概要	13
1.	応札内容	13
2.	応札方法	14
第5章	落札電源及び落札価格の決定方法.....	16
1.	落札電源の決定方法.....	16
2.	落札価格の決定方法.....	17
3.	落札結果の公表	17
4.	落札後の手続き等.....	17
第6章	契約条件	18

第1章 はじめに

1. 予備電源制度創設の背景

2022年3月に生じた東京エリアの電力需給ひっ迫を受け、想定が困難な需要への対応、大規模な電源脱落、想定外の市場退出など、想定されていない事象が発生しました。エネルギーを取り巻く情勢が大きく揺れ動く中、我が国の国民生活や経済活動を支える電気の安定供給をいかにして実現できるか、改めてその公益的課題に正面から向き合うことが求められています。

このような背景から、容量市場において想定されていない事象が発生し、追加の供給力確保を行う必要が生じた際に、休止中の電源を稼働させることで、供給力不足を防ぐことを目的に、一定期間内に稼働（立ち上げ）が可能な休止電源を維持する枠組みとしての「予備電源制度」（以下、「本制度」といいます。）が、経済産業省の総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会の下で設置された「制度検討作業部会」、及び「電力安定供給ワーキンググループ（WG）」で、議論されてきました。

予備電源として休止電源を維持する必要性については、①供給力不足の際に稼働電源として確保するオークション・公募等への応札や、電源の休廃止は各発電事業者の判断によるものであり、緊急時に備えた休止電源が維持される保証は無いこと、②容量市場が想定していない事象に備え、供給力対策が必要となった場合の電源を確実に確保する必要がある、といった点が挙げられます。このような必要供給力を満たすことができなくなるリスクへの対策として、本制度では、前述のような大規模災害等の容量市場が想定していない事象への備えという基本的な役割に加えて、必要供給力と容量市場の調達量との差分に対するリスクの保険的な位置づけとして、実需給近傍の供給力を補完する役割も予備電源で担うこととされています。

特に大規模災害等、容量市場が想定していないような事象は、その発生を予測することが非常に難しい、言わば「外れ値」ともいえるような事象といえます。こうした容量市場からの「外れ値」ともいえるようなリスクに対して、電源を供給力として常に稼働可能な状況に維持しておくことは、社会コストを上昇させることに繋がり兼ねないと考えられるため、原則、予備電源は、容量市場において確保される供給力の外数として、手当てすることが必要となります。したがって、予備電源それ自体は供給力とならないものの、供給力が不足した際に開催されるオークション・公募等で落札し、稼働に至ることで供給力の内数となる、いわば「準供給力」の位置づけとなります。

本制度の運営等に当たっては、全国大での供給予備力の評価等に知見を持つといった理由から、電力広域的運営推進機関（以下「本機関」といいます。）が実施主体として、一定の役割を果たすことが適当である旨が、「制度検討作業部会」の第十三次中間とりまとめにて整理され、2024 年度から予備電源募集が開始されることとなりました。

2. 募集要綱の位置付け

- （１） この予備電源募集要綱（以下「本要綱」といいます。）では、2027 年度と 2028 年度を制度適用期間の開始年度とする予備電源募集（以下「本募集」といいます。）への応札を希望する事業者及び電源が満たすべき要件、落札決定方法、契約条件等について説明します。
- （２） 本募集への応札を希望する事業者は、本要綱に基づき応札をしてください。
- （３） 落札した事業者は本機関との間で予備電源契約の締結をしていただきます。

第2章 注意事項

1. 一般注意事項

- (1) 本募集への応札を希望する事業者は、本要綱、予備電源契約書及び予備電源契約約款（以下「本要綱等」といいます。）に定める条件を十分確認の上、必要な手続きを行ってください。
- (2) 本募集への応札にあたっては、本機関の定款、業務規程、及び送配電等業務指針の他、電気事業法その他関係各種法令及び監督官公庁からの指示命令等を遵守するものとします。
- (3) 本募集に関する事項その他予備電源契約に関する事項については、本要綱等の定めが適用されるものとします。
- (4) 本要綱等は全て日本法に従って解釈され、法律上の効力が与えられるものとします。
- (5) 応札等に係る手続きによって発生する諸費用（応札に係る費用、応札に必要な書類を作成する費用等）は全て応札する事業者が負担するものとします。
- (6) 応札等に際して必要な書類は、全て日本語で作成してください。また、応札等に使用する通貨については円貨を使用してください。なお、レターや証明書等で原文が外国語である場合は、必ず原文と和訳を提出してください。その場合、本機関は、和訳を正式な書面として扱います。

2. 守秘義務

- (1) 本募集に応札する事業者（以下「応札事業者」といいます）は、以下の情報を除き、本募集への応札を通じて知り得た本機関及び本募集に関する情報（自己の応札情報を含み、以下「秘密情報」といいます）を第三者（親会社、自己または親会社の役員及び従業員、応札事業者の本募集の応札に関する業務を委託した者、弁護士、公認会計士、税理士、その他法令に基づき秘密保持義務を負うアドバイザーは除く）に漏らしてはならず、また自己の役員または従業員が当該情報を漏らさないように必要な措置をとらなければなりません。ただし、法令に基づく関係当局の開示要求に従って開示する場合、及び取引先と相対契約等の協議を行う場合において、必要最小限の情報を提供する場合はこの限りではありません。
 - ・ 秘密情報を取得した時点で既に公知であった情報または自ら有していた情報（ただし、自己の応札情報は除きます。）
 - ・ 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報

- 秘密情報の取得後、自己の責めに帰し得ない事由により公知となった情報
- 取得した秘密情報によらず、自らの開発により知得した情報
- 第三者への提供を本機関があらかじめ認めた情報

(2) 本機関は原則として、予備電源募集の運営を通じて取得した情報を、業務規程第8条に定める秘密情報として取り扱います。ただし、国または国の関係機関、電気供給事業者である者もしくは電気供給事業者と見込まれる者からの依頼により情報提供を行う場合があります。また、応札事業者が電力・ガス取引監視等委員会(以下、「監視等委」といいます。)に提供した情報について、本機関に共有いただく場合があります。

3. 問い合わせ先

本要綱等の内容について不明な点がある場合は、下記窓口までお問い合わせください。
なお、審査状況等に関するお問い合わせには回答できません。

電力広域的運営推進機関 予備電源制度 問い合わせ窓口

(応札に関するお問い合わせ)

メールアドレス： yobi_osatsu@occto.or.jp・・・アドレス㉑

(その他のお問い合わせ)

メールアドレス： yobi_inquiry@occto.or.jp・・・アドレス㉒

資源エネルギー庁 電力基盤整備課 予備電源制度 問い合わせ窓口

(制度全般に関するお問い合わせ)

メールアドレス： bz1-yobi-dengen@meti.go.jp

電力・ガス取引監視等委員会 予備電源制度 問い合わせ窓口

(応札価格に関するお問い合わせ)

メールアドレス： bz1-backup-power@meti.go.jp

第3章 募集概要

1. 募集スケジュール

(1) 募集スケジュール¹は以下のとおりです。

期間	概要
2026年8月19日～2026年9月15日	応札の受付期間（20営業日）
2026年9月16日～2026年度冬頃	審査期間 ²
2026年度冬頃	落札結果の公表期日 ³

¹ 不測の事態が生じた場合は、スケジュールが変更となる可能性があります

² 落札候補電源を対象に、監視等委により、応札事業者が提出した応札価格の監視が行われ、落札結果は監視終了後に公表します。詳細については、「予備電源制度ガイドライン」を参照ください。

³ 公表期日は予定であり、実際の公表日は前後する可能性があります。

2. 募集内容

予備電源は、休止状態を維持して必要に応じて稼働するものであり、予備電源の調達と、その立ち上げは別プロセスとしています。立ち上げプロセスにおける契約締結から供給力提供までの期間に応じて、予備電源を「短期立ち上げの予備電源」と、「長期立ち上げの予備電源」との2つに分類します。短期立ち上げの予備電源として落札された場合は「落札から実需給まで3か月程度の期間で立ち上げを求められる供給力の公募等」に、長期立ち上げの予備電源として落札された場合は「容量市場の追加オークションのうち調達オークション」に応札していただきます（リクワイアメントについては、「予備電源契約約款」を参照ください。）。

予備電源の種別	役割	概要
短期立ち上げの予備電源	- 必要供給力と容量市場の調達量との差分へのリスクに対する保険的な位置づけ - 大規模災害等の容量市場が想定していない事象への備え	落札から実需給まで3か月程度の期間で立ち上げを求められる供給力の公募等での立ち上げを想定する電源
長期立ち上げの予備電源	大規模災害等の容量市場が想定していない事象への備え	立ち上げが決まった後に必要な修繕を行うことを基本として、容量市場の調達オークションでの立ち上げを想定する電源

(1) 募集量

第3回募集では、短期立ち上げの予備電源と、長期立ち上げの予備電源の合計として、第2回募集結果を鑑み、東西エリアでそれぞれ異なる容量（次項参照）を募集します。また、2027年度制度適用開始向けの予備電源と、2028年度制度適用開始向けの予備電源を同一区分として募集します。

(2) 対象エリア

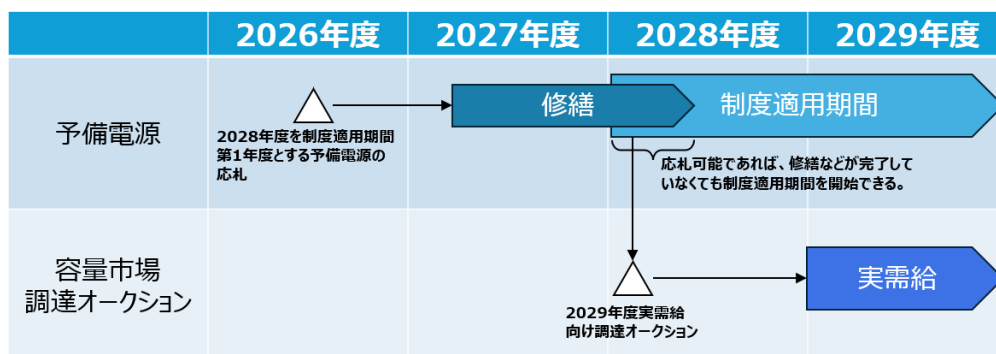
沖縄県を除いた、50Hz 系統に接続している発電設備（東エリア）と、60Hz 系統に接続している発電設備（西エリア）に分けて下記の量を募集します。

エリア	募集量
50Hz 系統(東エリア)	100 万キロワット
60Hz 系統(西エリア)	68 万キロワット

(3) 制度適用期間

制度適用期間とは、「立ち上げプロセスに応札可能な状態で、予備電源の休止状態を維持するものとして、応札事業者が設定し、本機関が認めた期間」になります。応札事業者にて連続した12か月以上36か月以下の範囲内において、月単位で始期及び終期を設定できます。

ア 立ち上げプロセスへ応札が可能な場合、修繕などが完了していなくても制度適用期間の始期とすることができます。



(4) 応札が可能な事業者

下記を全て満たす者を、応札が可能な事業者とみなします。

- ア 制度適用期間において、電気事業法第2条第1項第15号に定める発電事業者であり、自らが所有する電源を用いて本募集に応札する意思がある者
- イ 国内法人(日本の法律に基づいて設立され、日本国内に本店または主たる事務所を持つ法人)である者

(5) 応札が可能な電源

下記を全て満たす電源を、応札が可能な電源とみなします。

- ア 容量市場において安定電源に区分される火力電源(LNG、石油、石炭等)であり、立ち上げプロセスに10万キロワット以上(送電端容量で10万キロワット以上)で応札可能な電源
- イ 2027年度制度適用開始向け及び2028年度制度適用開始向けの予備電源の応札条件は、下記のとおりとします。

1. 2027年度制度適用開始向け予備電源

対象実需給年度2027年度・2028年度の2年連続で①～③のいずれかを満たす発電設備であって、④・⑤・⑥を満たす発電設備とします。

- ① 容量市場メインオークションにおいて不落札となった電源
- ② 容量市場メインオークションにおいて未応札の電源
- ③ 容量確保契約約款第11条の規定に基づく電源等差し替えにより差し替え元となった電源⁴
- ④ 2027年度向け容量市場の調達オークションに不落札、未応札または電源等差し替えにより差し替え元となった電源⁴
- ⑤ 短期立ち上げ電源として応札し、2029年度を制度適用期間に含める場合にあつては、2029年度向け容量市場メインオークションに不落札若しくは未落札または電源等差し替えにより差し替え元となった電源⁴であること
- ⑥ 長期立ち上げ電源として応札し、2028年度または2029年度を制度適用期間に含める場合にあつては、2029年度向け容量市場メインオーク

⁴ 本制度では、差し替え元電源は、全量差し替えを実施しており、本募集の応札前に電源等差し替えの登録が完了している必要があります。

ションに不落札若しくは未落札または電源等差し替えにより差し替え元となった電源⁴であること

2. 2028 年度制度適用開始向け予備電源

対象実需給年度 2028 年度・2029 年度の 2 年連続で①～③のいずれかを満たす発電設備

- ① 容量市場メインオークションにおいて不落札となった電源
- ② 容量市場メインオークションにおいて未応札の電源
- ③ 容量確保契約約款第 11 条の規定に基づく電源等差し替えにより差し替え元となった電源⁴

表に整理すると、以下の「★」の年度において、容量市場で不落札、未応札又は電源等差し替えにより差し替え元となった電源である必要があります。

予備電源 対象年度	長期立ち上げ ／ 短期立ち上げ	メインオークション			調達オーク ション
		2027 年度 実需給向け	2028 年度 実需給向け	2029 年度 実需給向け	2027 年度 実需給向け
2027 年度 向け	長期立ち上げ	★	★	◇	★※1
	短期立ち上げ	★	★	◆	★※1
2028 年度 向け	長期立ち上げ	—	★	★	—
	短期立ち上げ	—	★	★	—

※1:2027 年度実需給向け調達オークションが開催されたエリアの電源のみ

◇：当該年度または、当該年度の前年度を制度適用期間に含める場合、容量市場で不落札、未応札または差し替え電源である必要がある。

◆：当該年度を制度適用期間に含める場合、容量市場で不落札、未応札または差し替え元電源である必要がある。

ウ 本募集への応札容量が、これまで容量市場に応札した際の応札容量や、供給計画に計上した供給力を参照していること

エ 長期立ち上げの予備電源の場合、想定立ち上げコストが、予備電源の制度適用期間第一年度のメインオークションの上限価格を下回ること

※ 短期立ち上げの予備電源の想定立ち上げコストには、要件は設けません。

オ 制度適用期間中において、立ち上げプロセスで求められている期間に供給力を提供できること

カ 制度適用期間までに、一般送配電事業者が定める託送供給等約款に基づく発電量調整供給契約を締結していること

キ 本機関の業務規程第 33 条第 1 項第 1 号の規定に基づく電源入札等で落札していないこと

(6) 応札単位

ア 応札単位は、電源(ユニット、号機)単位毎とします。

イ 応札容量は 1 キロワット単位で応札できます。

3. その他

(1) 立ち上げコストについて

ア 立ち上げコストの位置づけ

- 予備電源の調達とその立ち上げは別プロセスであり、立ち上げコストは、本募集の契約金額の対象外となります。
- 立ち上げコストは、立ち上げプロセスに応札することで、収受いただくこととなります。立ち上げコストと予備電源のコストは一部の費用が重複しますので、立ち上げプロセスに応札する際、本募集で応札価格に織り込んだ費用と重複する費用を差し引いた上で、応札価格を決定してください。

イ 想定立ち上げコストの提出

- 立ち上げプロセスの応札価格の想定値を、「想定立ち上げコスト」として算出し、別紙の提案書にて提出してください。想定立ち上げコストの算定方法は、立ち上げプロセスの規程や価格規律等に従ってください。
- 本機関は、長期立ち上げの予備電源の場合、想定立ち上げコストが、予備電源の制度適用期間開始第一年度の容量市場メインオークションの上限価格を下回っていることを確認します。
- 本機関は、短期立ち上げ・長期立ち上げの予備電源かを問わず、立ち上げプロセスへの応札単価が、本募集で提出した想定立ち上げコストを上回らないことを確認します。

(2) 制度適用期間終了後の再応札

予備電源は、制度適用期間が重複していなければ、予備電源募集に再応札が可能です。その場合は、制度適用期間終期の翌月以降を制度適用開始始期として再応札してください。

(3) 募集に係る制限事項

ア 本募集で落札された電源については、以下の容量オークションへの応札は認められません。

1. 短期立ち上げの予備電源

- 制度適用期間と重複する年度を実需給とするメインオークション
- 制度適用期間と重複する年度を実需給とする調達オークション

2. 長期立ち上げの予備電源

- 制度適用期間と重複する年度を実需給とするメインオークション

- 制度適用終了年度の翌年度を実需給とするメインオークション

イ 本募集において 2030 年度を制度適用期間⁵に含み、かつ容量市場メインオークション（対象実需給年度：2030 年度）に落札した電源については、本募集から応札辞退又は予備電源制度から退出してください。

（４）発電設備の休止に伴う措置

ア 電気事業法施行規則に基づく届出については、稼働電源が休止判断を経て予備電源となる場合は、休止する 9 か月前までに、届出の提出が必要です。なお、予備電源となる以前から休止する届出を提出している場合は、改めて変更を届け出る必要はありません。発電事業に係る届出義務 Q&A を資源エネルギー庁 HP にてご確認ください。

イ 休廃止前の小売電気事業者とのマッチングについて、本募集への応札前までに発電情報掲示板に情報を掲示することは必須ではなく、事業者判断で行うこととします。なお、予備電源に落札できなかった場合であって、かつ、応札前に発電情報掲示板に情報を掲示していなかった場合には、落札結果公表から休廃止までの間に情報の掲示を行ってください。

（５）供給計画届出上の取り扱い

本募集に応札、または落札された電源については、休止または長期計画停止状態となることが前提であるため、制度適用期間中は供給力を「ゼロ」として計上してください。ただし、本募集に不落札となり、電源の計画に変更が生じた場合は、必要に応じて広域機関と協議の上、供給力として見込める分を計上してください。

⁵ 長期立ち上げの予備電源に応札し、2029 年度及び 2030 年度を制度適用期間に含めている場合

第4章 応札概要

1. 応札内容

(1) 応札書類

応札事業者は本機関に対して、一応札案件ごとに、応札書・提案書・誓約書を応札の受付期間内に提出してください。応札者が複数の案件を応札される場合は、識別できる名称をつけてください。なお、再応札書は監視等委による監視の結果、個別の費用項目について、応札価格に含めることが認められない金額があった場合、応札事業者は応札価格を再度算定し、監視等委の確認を得た上で、修正後の応札価格を提出してください。また、応札価格の再度算定にあたり、提案書の記載内容に変更がある場合は該当様式を提出してください。

応札辞退書は、監視等委による監視の結果、応札の取り下げを行う場合、又は本募集の落札結果の公表前に容量市場メインオークション（対象実需給年度 2030 年度）に落札した場合にも提出してください。

応札書類		様式
応札書		(様式 1)
提案書		
	電源及び事業者に関する情報	(様式 2-1)
	運転実績	(様式 2-2)
	契約決定時点から制度適用期間終了までに行う作業工程	(様式 2-3)
	契約決定時点から行う修繕等の内容	(様式 2-4-1)
	経年改修費（資本的支出）理由書	(様式 2-4-2)
	制度適用期間中（休止維持）の作業計画	(様式 2-5)
	立ち上げ決定後に行う作業工程及び人員確保計画	(様式 2-6)
	立ち上げ決定後に行う修繕等の内容	(様式 2-7)
	燃料調達計画	(様式 2-8)
	その他応札時点で不確実な事項 ※例： ・予備電源化にあたって地元自治体等との協議を行っており、○年○月頃協議終了見込み。 ・○○の理由から○○設備の修繕の可否は未確定、○年○月頃判明見込み。	必要に応じて提出（様式任意）
誓約書		(様式 3)
再応札書		(様式 4-1)
応札辞退書		(様式 4-2)

(2) 応札書の作成

- ア 応札価格は1円単位とします。
- イ 別途公表されている「予備電源制度ガイドライン」の記載のとおり、予備電源に応札できる最大価格（目安価格）は、第4回から第6回の容量市場メインオークションの上限価格（指標価格の1.5倍）の平均値（14,860円/kW）とし、予備電源の応札単価（燃料関係費用除く）は目安価格以下とすることとします。
- ウ 応札価格に織り込むことが認められるコストについても別途公表されている「予備電源制度ガイドライン」を参照してください。

2. 応札方法

(1) 提出方法

- ア 応札書・誓約書は書面で郵送し、提案書は電子媒体で提出してください。
- イ 応札書・提案書・誓約書が、応札の受付期間内に、下記に記載する担当部署に必着となるように提出してください。提出期限を過ぎて到着した場合は、受理しません。郵便事故等により提出期限までに到達しなかった場合であっても異議を申し立てることはできません。また、提出期限日までの必着となりますのでご注意ください。

(2) 提出期限

2026年9月15日（火）17時必着

(3) 応札書・誓約書の郵送に係る手続き

- ア 用紙の大きさは、日本工業規格A4サイズとしてください。
- イ 封緘の上、一般書留または簡易書留で郵送してください。
- ウ 以下に郵送してください。
〒135-0061 東京都江東区豊洲6-2-15
電力広域的運営推進機関 需給計画部 予備電源事務局
- エ 応札書・誓約書の封筒には宛先に加えて「予備電源 応札書・誓約書在中」と朱記してください。
- オ 応札書・誓約書の広域機関到着予定日を第2章第3項記載のアドレス④へ予めご連絡ください。

(4) 提案書の提出に係る手続き

- ア 提案書を電子媒体で提出する際のファイル形式は、Excel 形式とします。
- イ 提案書は ZIP ファイルに変換し、ファイルの名称を「事業者名_応札電源名_提案書」として、第 2 章第 3 項記載のアドレス④に送付してください。

(5) 留意事項

- ア 記名押印のないものや内容に虚偽があったものについては応札が無効となりますので、提出前に内容のご確認をお願いいたします。
- イ 応札書・提案書・誓約書の提出後は、応札情報の変更や取り下げはできません。
- ウ 応札書・提案書・誓約書において書類不備（未提出や未記入）がある場合は無効とします。
- エ 提案書において記載内容に確認事項がある場合は、本機関は応札事業者はその旨を通知します。通知を受けた応札事業者は速やかに回答若しくは記載内容を修正の上、当該書類を再提出していただきます。
- オ 監視等委による監視の結果、個別の費用項目について、応札価格に織り込むことが認められない金額が含まれていた場合には、応札価格の是正または応札の取り下げが必要です。応札価格の是正を行う場合は再応札書を書面で郵送し、応札の取り下げを行う場合は応札辞退書を電子媒体で提出してください。また、応札価格の再度算定にあたり、提案書の記載内容に変更がある場合は該当様式を電子媒体で提出してください。再応札書、応札辞退書、変更後の提案書のいずれも監視等委による通知日から 10 営業日以内に提出してください（郵送は当日消印有効）。

第5章 落札電源及び落札価格の決定方法

1. 落札電源の決定方法

(1) 落札電源決定方法の基本的なルール

- ア 事業者提案に基づく総合評価方式を用いて、価格評価及び価格以外の評価(技術評価)によって落札電源を決定します。
- イ 価格評価においては、より応札単価(燃料関係費用除く)が低い電源を高評価とします。
- ウ 応札単価(燃料関係費用除く)が同額だった場合は、より応札価格(燃料関係費用除く)が低い電源を高評価とします。
- エ 技術評価においては、休止状態を適切に維持し、立ち上げプロセスへの応札を行うために技術的に最低限の条件⁶を満たしているかを確認します。また、経年改修費については、予備電源ガイドラインの要求を満たしていることを確認します。

(2) 落札電源決定方法の詳細

- ア 「第3章 募集概要 2. 募集内容」に記載の応札が可能な電源の要件に適合しているかを、応札書類をもって確認いたします。本要綱で定める要件に適合している応札電源を評価対象といたします。
- イ 本機関は有識者を含む委員会を通じて、業務規程第39条第1項に掲げる評価項目に基づいた技術評価を行い、休止状態を適切に維持し、立ち上げプロセスへの応札を行うための技術的に最低限の条件を満たしているかを確認します。
- ウ 監視等委は、落札候補電源の応札価格の監視を行います。応札価格の監視や価格規律は、別途公表されている「予備電源制度ガイドライン」を参照してください。
- エ 監視が完了した落札候補電源の応札単価(燃料関係費用除く)の低い電源から昇順に募集量を満たすまでを落札電源とします。なお、応札容量が募集量を超える場合、募集量をまたぐ電源までを落札電源とします。

⁶ 具体的な確認内容として、応札時点での設備状況(制度適用期間中に立ち上げプロセスに速やかに応募できるような休止状態の維持運用が見込めるための最低限の健全性)、事前に行う修繕や休止中のメンテナンス計画、必要となる人員確保の計画等の項目を想定しています。

2. 落札価格の決定方法

落札電源の応札価格が落札価格となるマルチプライス方式を用います。

3. 落札結果の公表

本募集の落札結果が確定した後、本機関は以下の情報を、本機関のウェブサイトで公表します。公表時期は、「第3章 募集概要 1. 募集スケジュール」を参照してください。

- ア 落札総容量[kW]
- イ 落札金額合計[億円]（落札事業者が3者未満の場合は非公表とする）
- ウ 落札事業者名
- エ 落札電源名
- オ エリア
- カ 落札電源の住所
- キ 発電方式区分(燃料種)
- ク 落札容量[kW]
- ケ 制度適用期間
- コ 立ち上げ期間[長期／短期]

4. 落札後の手続き等

落札後は、予備電源契約書を締結していただきます。落札事業者には、本機関より電子メールで契約締結に向けた案内をお送りします。なお、応札書・提案書・誓約書の提出をもって予備電源契約の申込みをしたものとみなします。落札結果の公表日を予備電源契約の効力発生日とし、公表内容に従った予備電源契約が成立するものとします。

第6章 契約条件

契約条件は、「予備電源契約約款」を参照してください。